

# 大任町民生委員・児童委員活動強化計画書

令和2年12月

大任町民生委員協議会

## 目次

- 第1章 計画の策定にあたって
  - 計画の目的
  - 計画の期間と整合性
  
- 第2章 実情と課題
  - 大任町民生委員協議会の実情
  - 調査によって明らかになった課題
  - 調査結果
  
- 第3章 令和2年度住民アンケート結果（民生委員児童委員関係抜粋）  
住民アンケート
  
- 第4章 私たちが目指すもの
  - 計画の理念
  - 全国民生委員児童委員連合会が掲げる重点目標
  - 大任町民生委員協議会が掲げる目標
  
- 第5章 私たちが取り組むこと  
実施事業

## 第1章 計画の策定にあたって

### (計画の目的)

民生委員制度は、大正6(1917)年に岡山県で誕生した濟世顧問制度創設に源を發し、平成29(2017)年に創設100周年という大きな節目を迎えました。

この制度発足時に比べ、我が国を取り巻く社会環境は、大きく変化しました。しかしながら、その中にもあっても無報酬の奉仕者である民生委員は、それぞれの時代において大きな役割を果たし、その志のもと今日まで変わらぬ活躍をしています。これは、先達の思いや使命感、そして様々な困難に立ち向かう情熱があったからこそといえます。

また、昭和22(1947)年に児童福祉法が公布され児童委員制度が誕生、民生委員が児童委員を兼ねることとなり、活躍の場がさらに広がり、平成6(1994)年には主任児童委員制度が創設されました。

時代と共に社会福祉分野では、様々なことが制度化されましたが今日においても、支援を求める「声を出せない」、「声を出さない」などためにサービスを受けられない人が数多く存在しています。

そうした中、自ら地域を歩く訪問活動を基本とする民生委員児童委員だからこそ、こうした人々を発見し、「見守り役」、「身近な相談相手」、「つなぎ役」となることで公的な福祉制度を利用し、困りごとの軽減に繋げることができます。

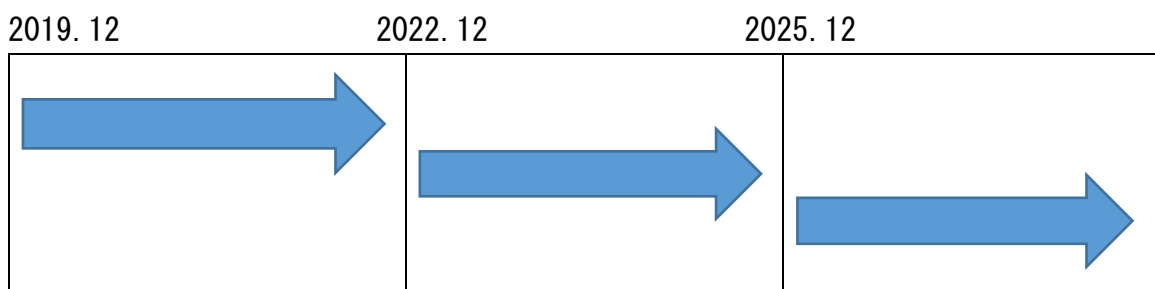
その一方で100周年という大きな節目を迎えた今日ですが、民生委員児童委員制度を全国的に見ると担い手不足、活動の多様化による委員負担の増大、地域住民との関係づくりの難しさなど、様々な課題に直面しています。

これらを踏まえて大任町民生委員協議会としても令和2(2020)年9月「民生委員・児童委員の見守り活動に関する調査」を行いました。この調査結果をもとに改善に向けての具体的な取り組みを実施していくため、「大任町民生委員・児童委員活動強化計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

### (計画の期間と整合性)

本計画は、民生委員・児童委員一斉改選の時期に合わせて、3か年の計画とします。また、全国民生委員児童委員連合会が策定した民生委員制度創設100周年活動強化方針と整合性を図ります。

#### 【計画期間イメージ図】



## 第2章 実情と課題

### 1. 大任町民生委員協議会の実情

(実態調査結果から見えただてきたこと)

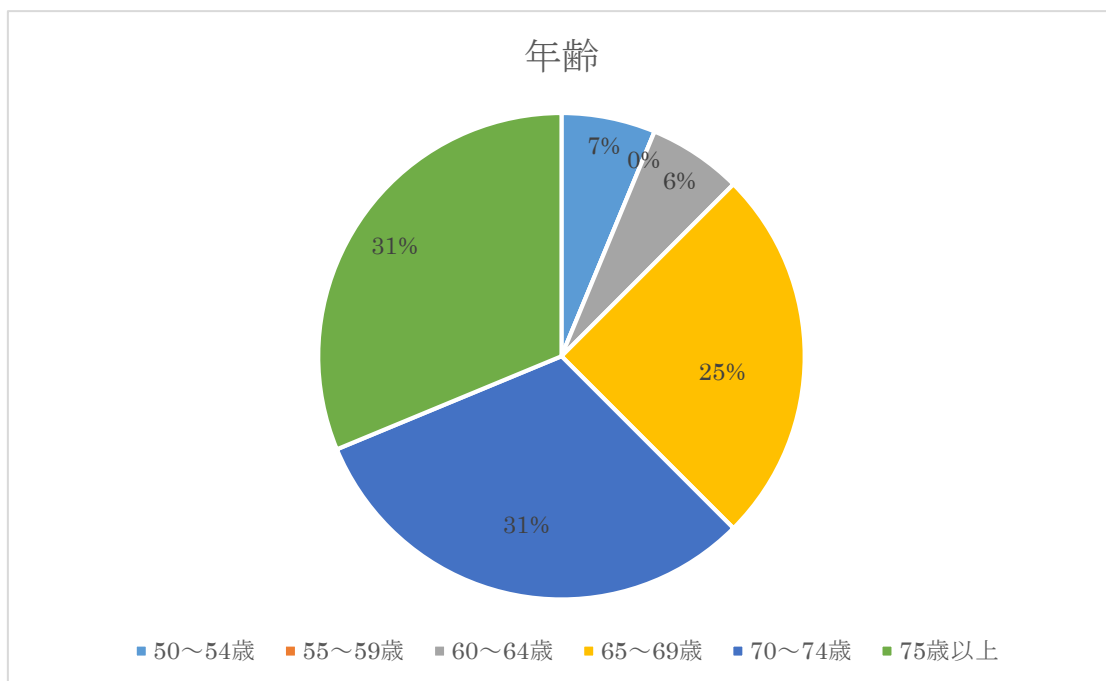
- ・調査名 民生委員・児童委員の見守り活動に関する調査
- ・実施期間 令和2年9月1日～9月30日
- ・対象 民生委員・児童委員 16名
- ・回収率 81.3 (13名/16名)

#### 1. 委員構成について

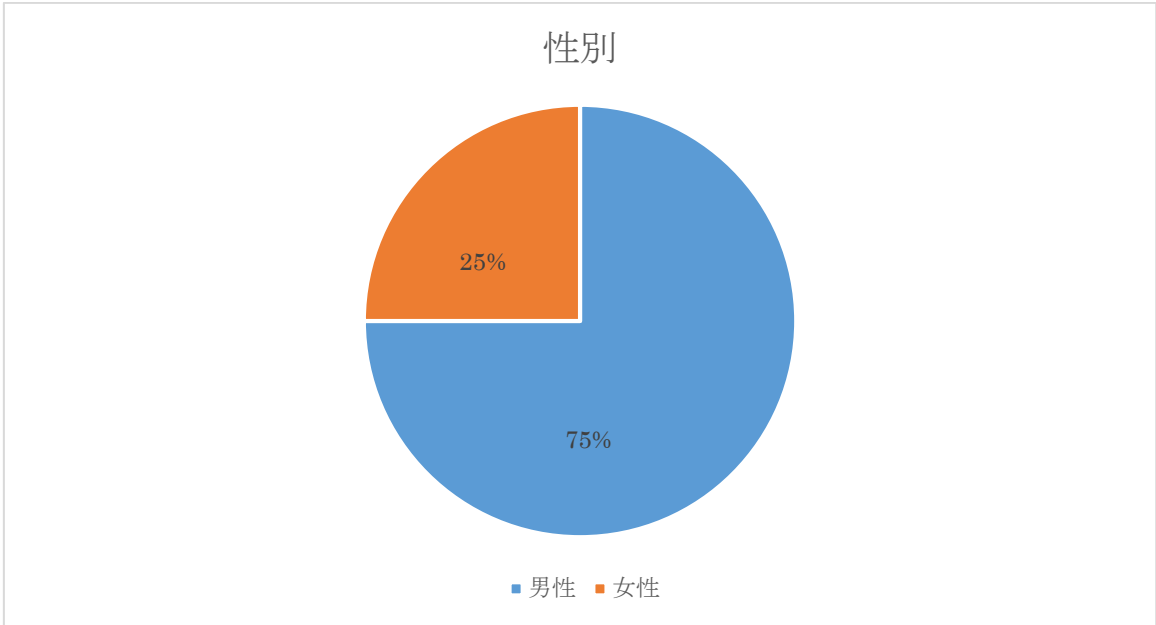
##### ① 民生委員・児童委員 (定数 16名)

(1) 年齢・性別

- ・約62%の委員が70～74歳 5名(31%)、75歳以上 5名(31%)と同数です。



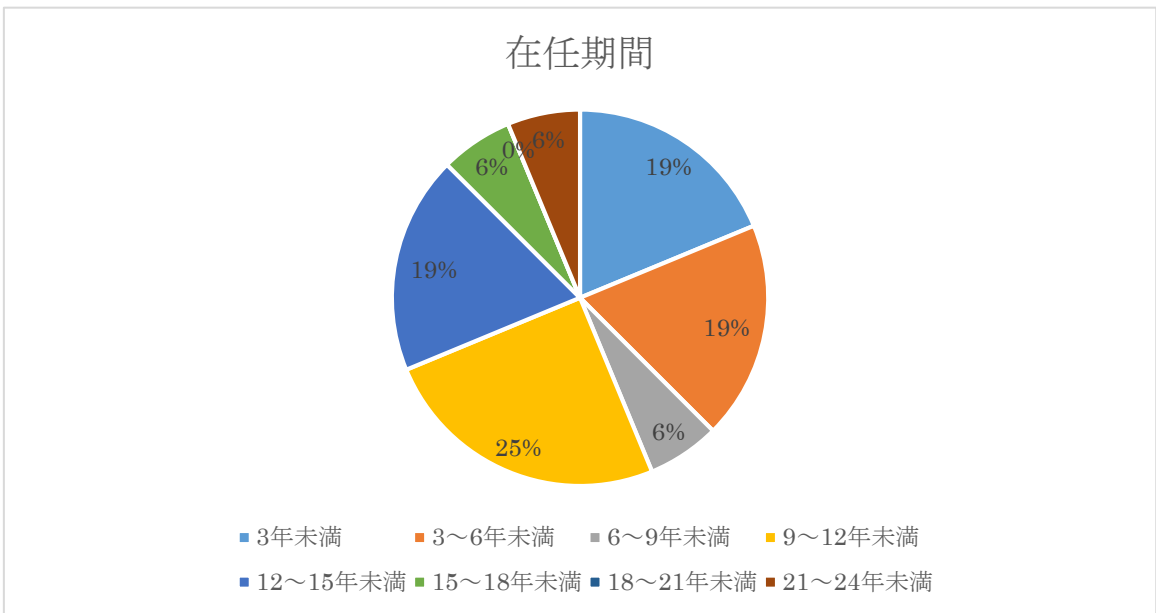
	年 齢	合計 (人数)
1	50～54 歳	1 (男性 1)
2	55～59 歳	0
3	60～64 歳	1 (女性 1)
4	65～69 歳	4 (男性 2 女性 2)
5	70～74 歳	5 (男性 4 女性 1)
6	75 歳以上	5 (男性 5)



	性別	人数
1	男性	12
2	女性	4

(2) 在任期間

・在任期間（令和2年4月1日現在）が3年未満、3～6年未満がともに19%、6～9年未満が6%、9～12年未満が25%で4期（12年）以内の委員が69%、それ以上が31%を占めています。



	在任期間	人数
1	3年未満	3
2	3～6年未満	3
3	6～9年未満	1
4	9～12年未満	4
5	12～15年未満	3
6	15～18年未満	1
7	18～21年未満	0
8	21～24年未満	1

## ②主任児童委員（定数2名）

	年齢、性別、在任期間	人数
1	60～64歳	2
2	女性	2
3	12～15年未満	2

## 2. 調査によって明らかになった課題

調査を分析することにより抽出された課題は、2点です。

○見守り活動に関する行政（社協）から提供される情報（名簿）が高齢者に偏っていることがわかりました。

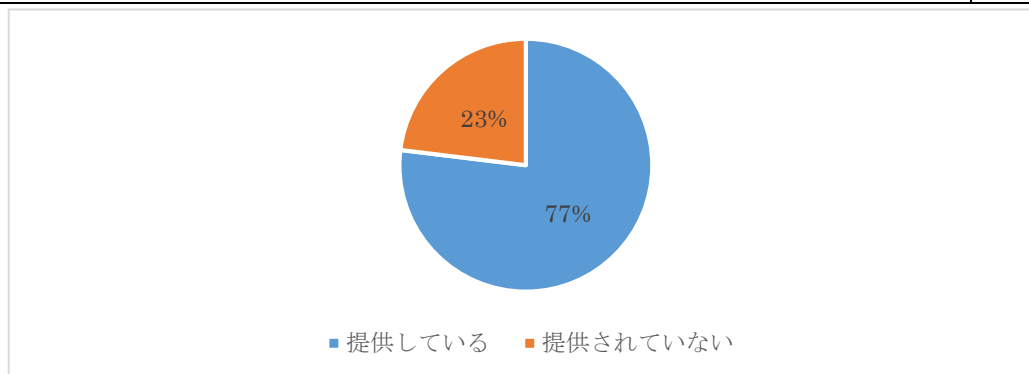
○障がい者と児童関係の見守り活動は、自ら地域を歩き、こうした人々を発見し、「見守り役」、「身近な相談相手」、「つなぎ役」となっていることがわかりました。

## 3. 調査結果

### ○高齢者の見守り活動

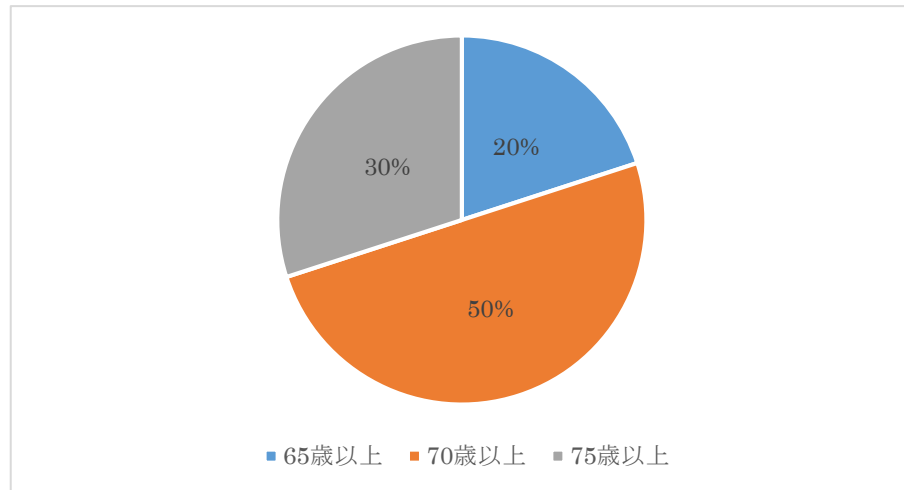
#### 1. 行政（社協）から高齢者に関する情報（名簿）の提供について

提供されている	10
提供されていない	3



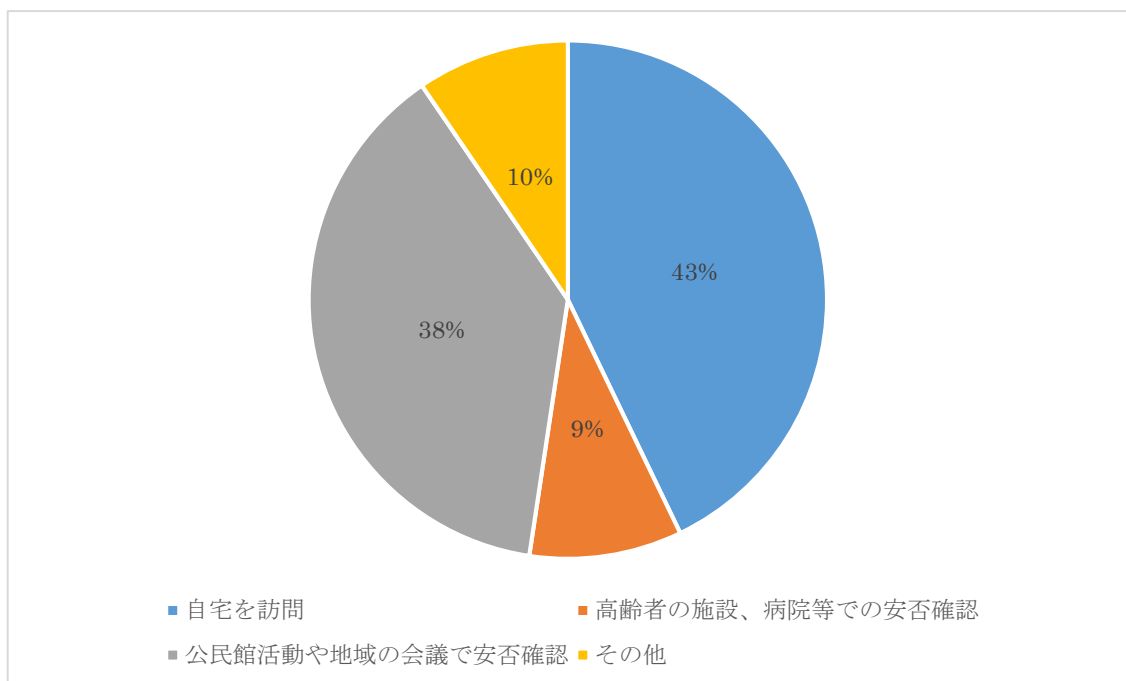
情報提供される場合、その対象者

65 歳以上	2
70 歳以上	5
75 歳以上	3



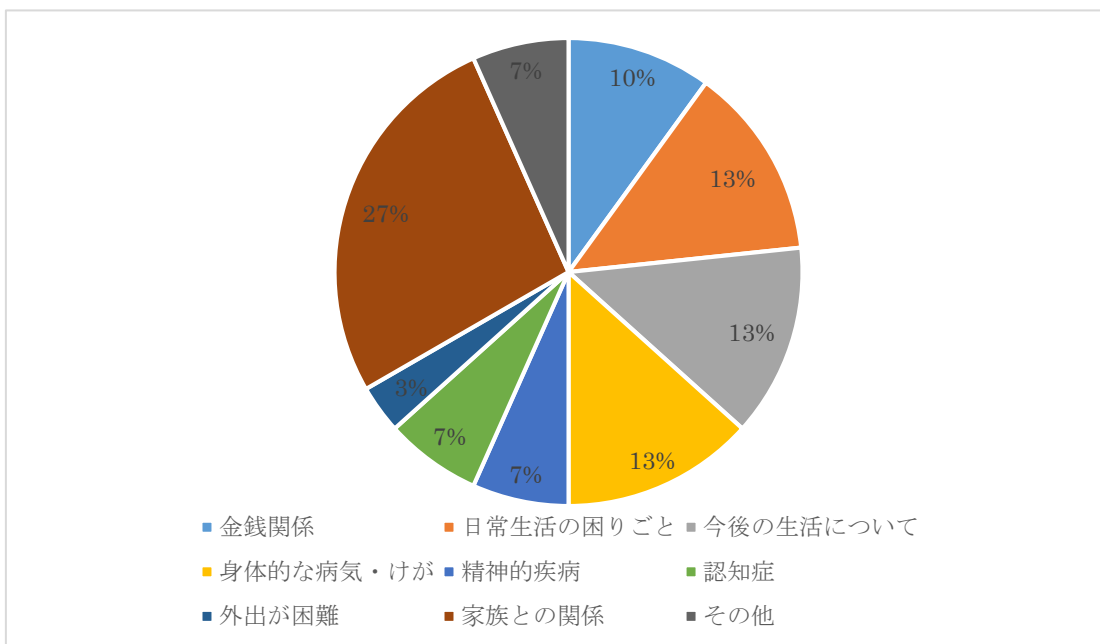
2. 高齢者の見守り方法について（複数回答可）

自宅訪問	9
高齢者の施設、病院等での安否確認	2
公民館活動や地域の会議での安否確認	8
その他	2



3. 本人からの相談内容について（複数回答可）

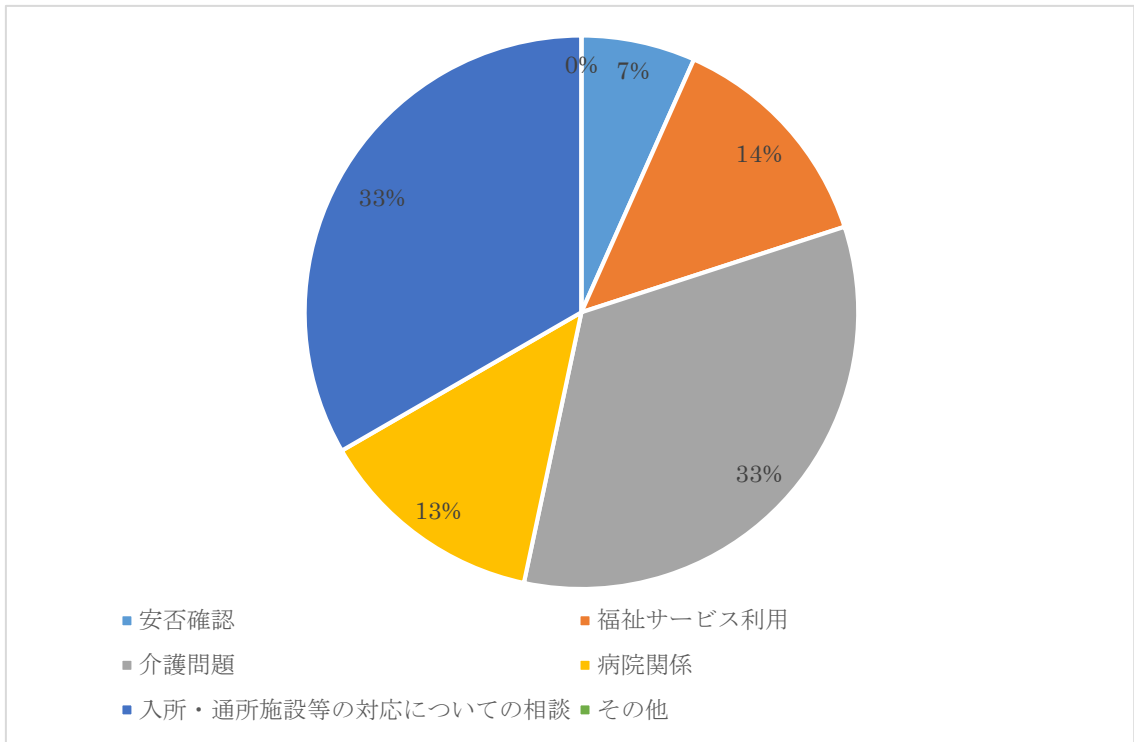
金銭関係（お金がない、財産問題、金銭搾取等）	3
日常生活（掃除、買い物、ゴミ出し、草取り、電球交換等）の困りごと	4
今後の生活について（在宅生活の継続、施設への入所等）	4
身体的な病気・けが	4
精神的疾病（うつ病）	2
認知症	2
外出が困難	1
家族との関係	8
その他	2



4. 家族からの相談内容について（複数回答可）

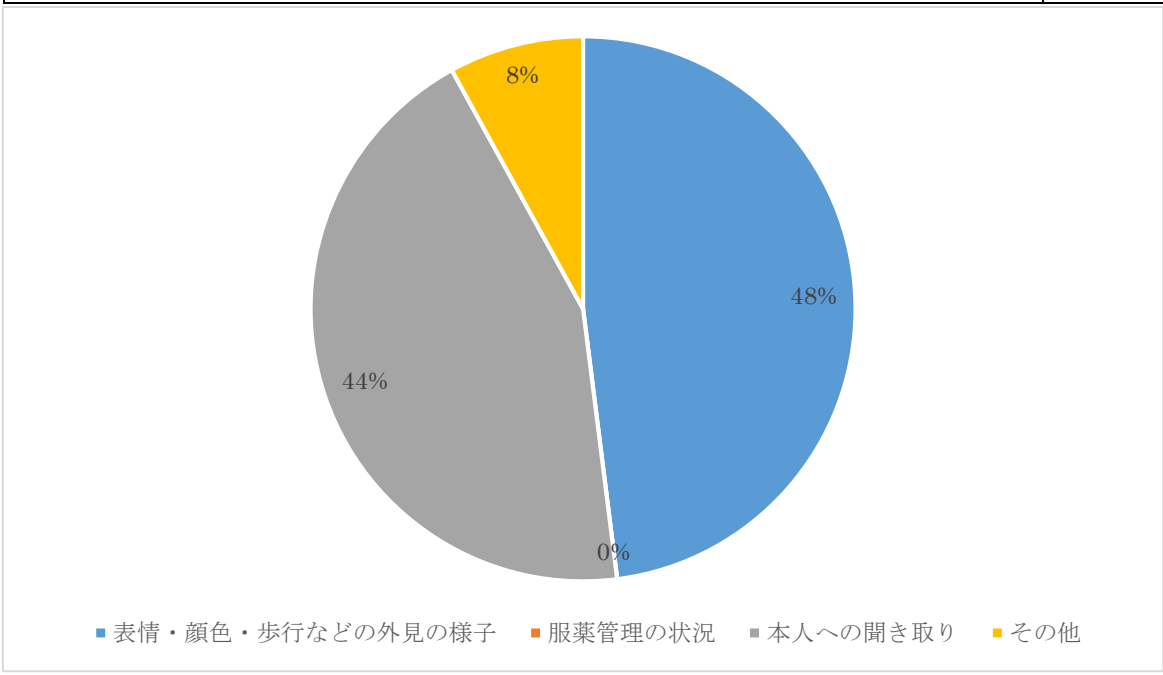
安否確認	1
福祉サービス利用	2
介護問題	5
病院関係（通院支援、緊急入院時の対応）	2
入所・通所施設等の対応についての相談	5
その他	0





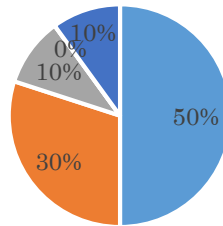
5. 見守り活動を行う際の視点（気にかけていること）について（複数回答可）  
 (1) 体調面

表情・顔色・歩行などの外見の様子	12
服薬管理の状況	0
本人への聞き取り	11
その他	2



## (2) 食事面

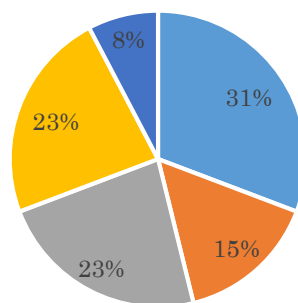
食事の摂取状況（1日何食食べているか）	10
買い物の状況	6
冷蔵庫の中身（賞味期限切れの食材、同じ物の購入等）	2
アルコールの購入状況	0
その他	2



- 食事の摂取状況（1日何食食べているか）
- 買い物の状況
- 冷蔵庫の中身（賞味期限切れの食材、同じ物の購入等）
- アルコールの購入状況
- その他

## (3) 衛生面

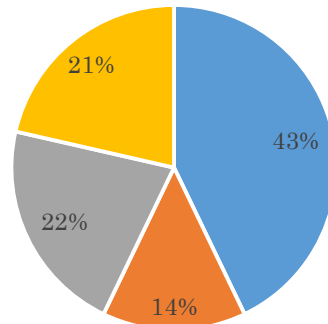
入浴の状況（回数、体臭等）	8
排泄状況（排泄物において、オムツの交換、オムツの処理（放置していないか）	4
洗顔・歯磨き・爪切り	6
衣服の汚れ	6
その他	2



- 入浴の状況（回数、体臭等）
- 排泄状況（排泄物において、オムツの交換、オムツの処理（放置していないか）
- 洗顔・歯磨き・爪切り
- 衣服の汚れ
- その他

(4) 室内の様子

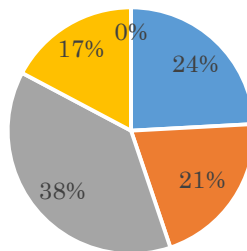
整理整頓の状況	12
布団や電化製品等の購入状況（訪問販売、通販、悪徳商法の疑い等）	4
衣服、オムツの脱ぎ散らかし	6
その他	6



- 整理整頓の状況
- 布団や電化製品等の購入状況（訪問販売、通販、悪徳商法の疑い等）
- 衣服、オムツの脱ぎ散らかし
- その他

(5) 屋外の様子

戸締りの状況	7
ゴミ出しの状況	6
庭の荷物、草木の放置状態	11
郵便物の確認（郵便受けに溜まっていないか、公共料金・悪徳業者からの請求書）	5
その他	0

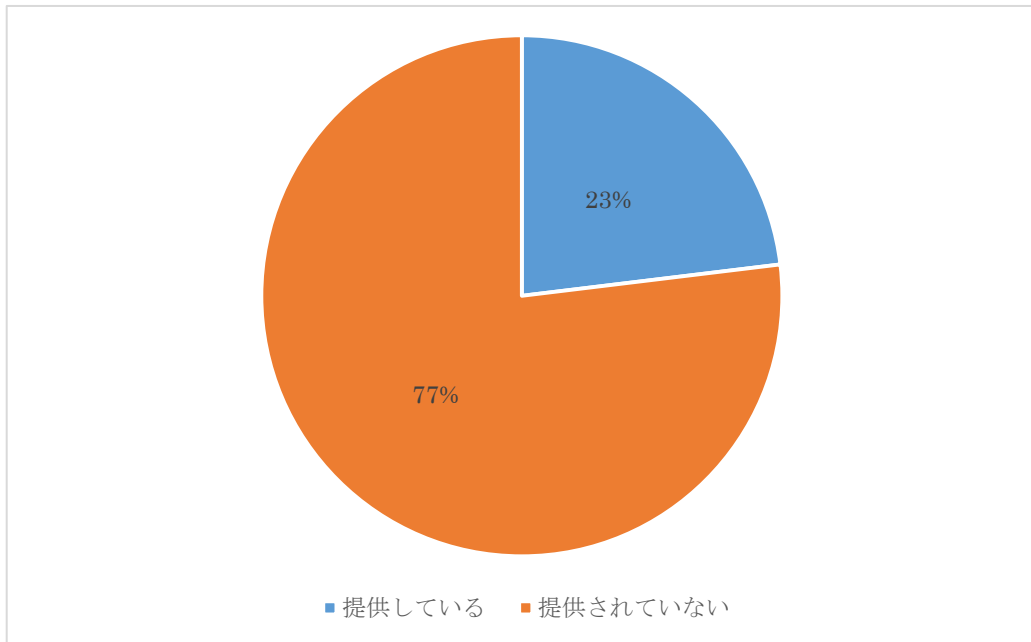


- 戸締りの状況
- ゴミ出しの状況
- 庭の荷物、草木の放置状態
- 郵便物の確認（郵便受けに溜まっていないか、公共料金・悪徳業者からの請求書）
- その他

○障がい者の見守り活動

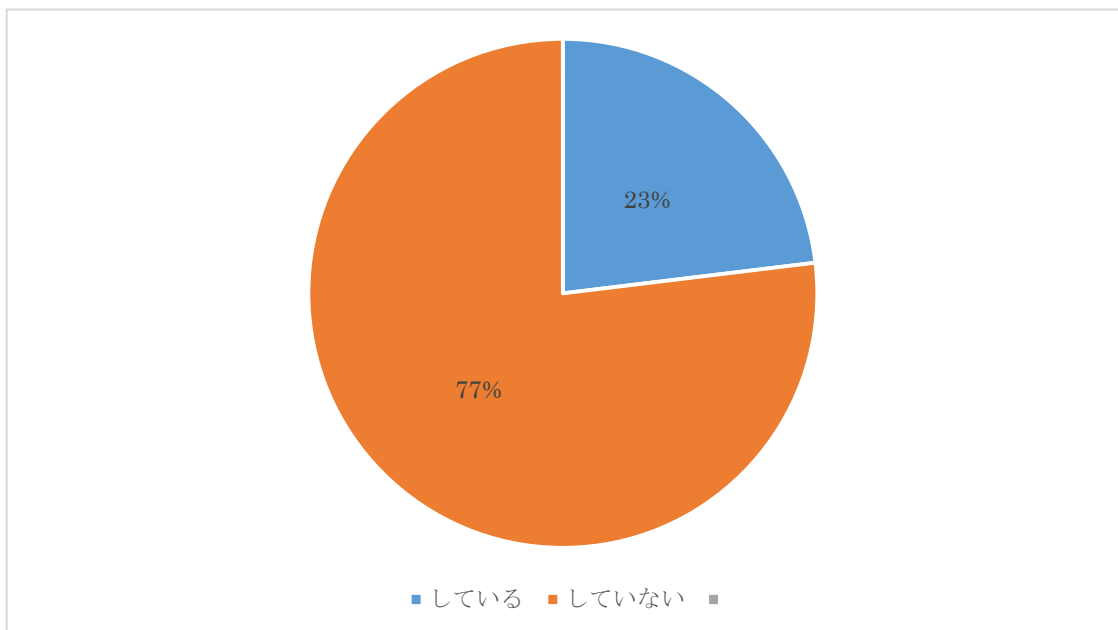
1. 行政（社協）から障がい者に関する情報（名簿）の提供について

提供されている	3
提供されていない	10



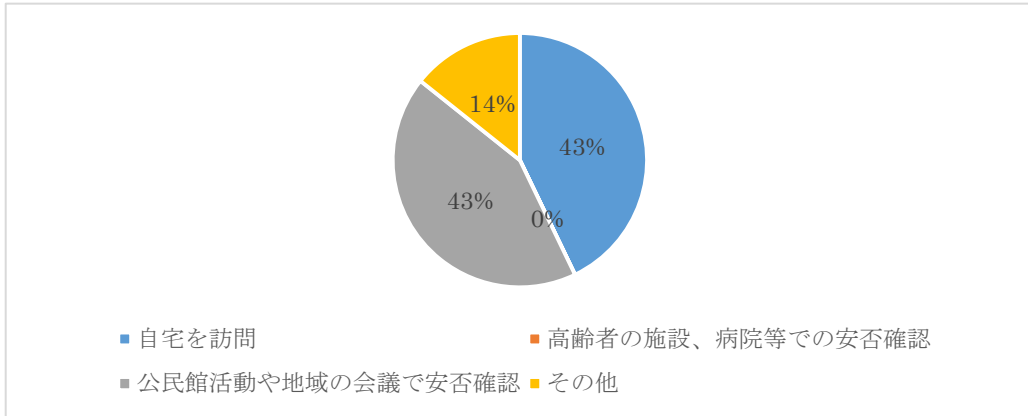
情報提供される場合、その対象者の障害区分の把握

している	2
していない	5



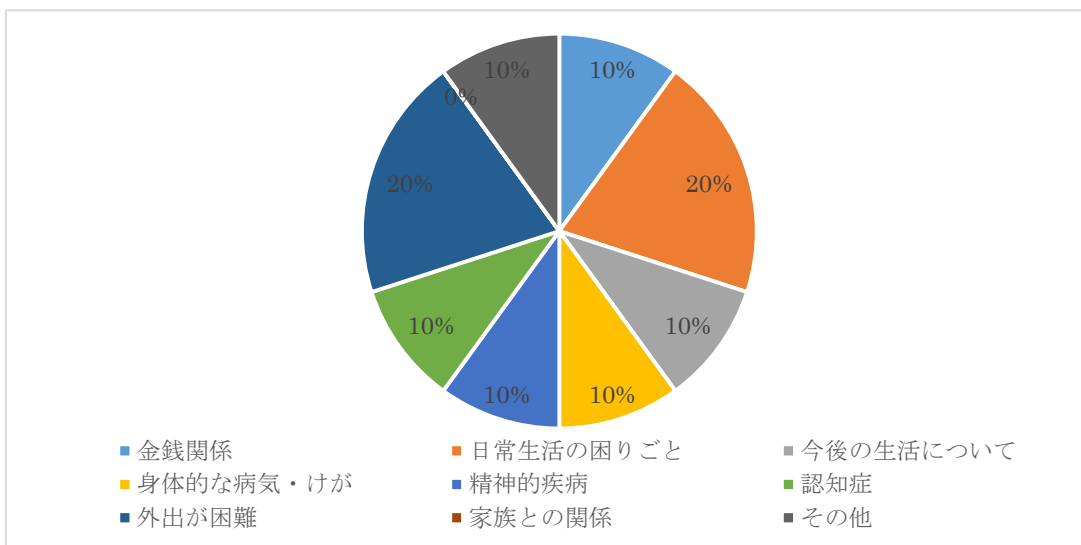
2. 障がい者の見守り方法について（複数回答可）

自宅訪問	3
高齢者の施設、病院等での安否確認	0
公民館活動や地域の会議での安否確認	3
その他	1



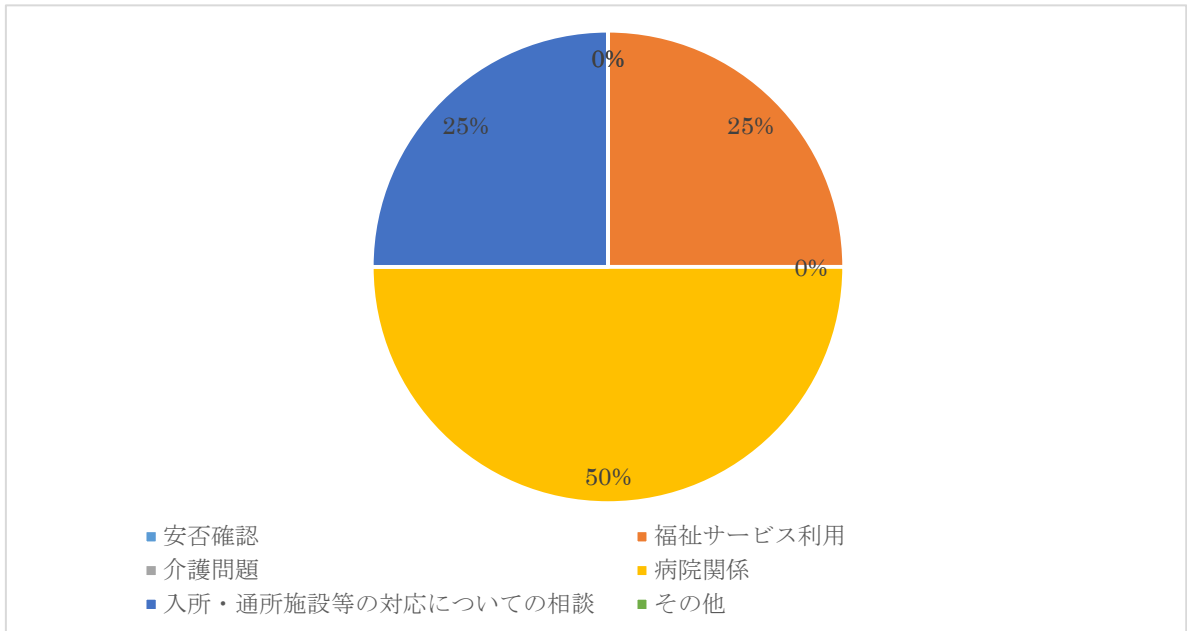
3. 本人からの相談内容について（複数回答可）

金銭関係（お金がない、財産問題、金銭搾取等）	1
日常生活（掃除、買い物、ゴミ出し、草取り、電球交換等）の困りごと	2
今後の生活について（在宅生活の継続、施設への入所等）	1
身体的な病気・けが	1
精神的疾病（うつ病）	1
認知症	1
外出が困難	2
家族との関係	0
その他	1



4. 家族からの相談内容について（複数回答可）

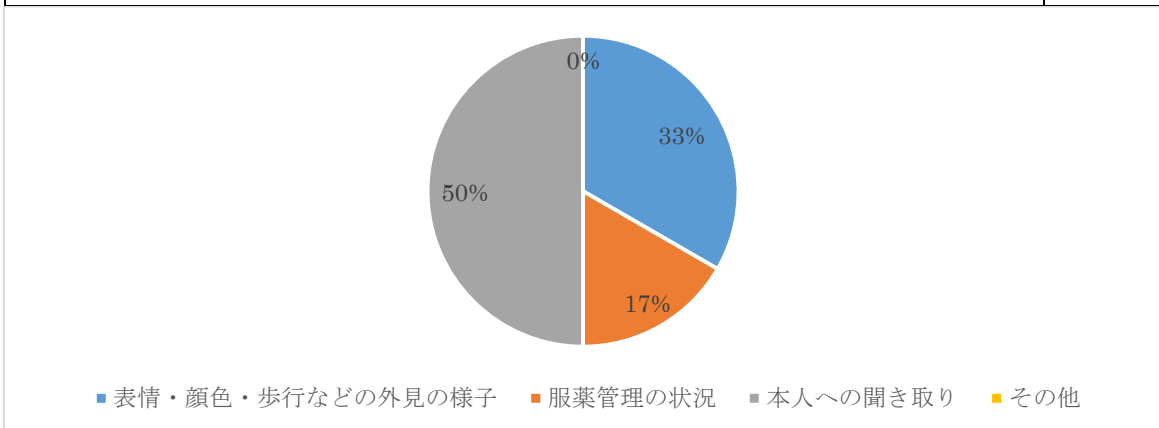
安否確認	0
福祉サービス利用	1
介護問題	0
病院関係（通院支援、緊急入院時の対応）	2
入所・通所施設等の対応についての相談	1
その他	0



5. 見守り活動を行う際の視点（気にかけていること）について（複数回答可）

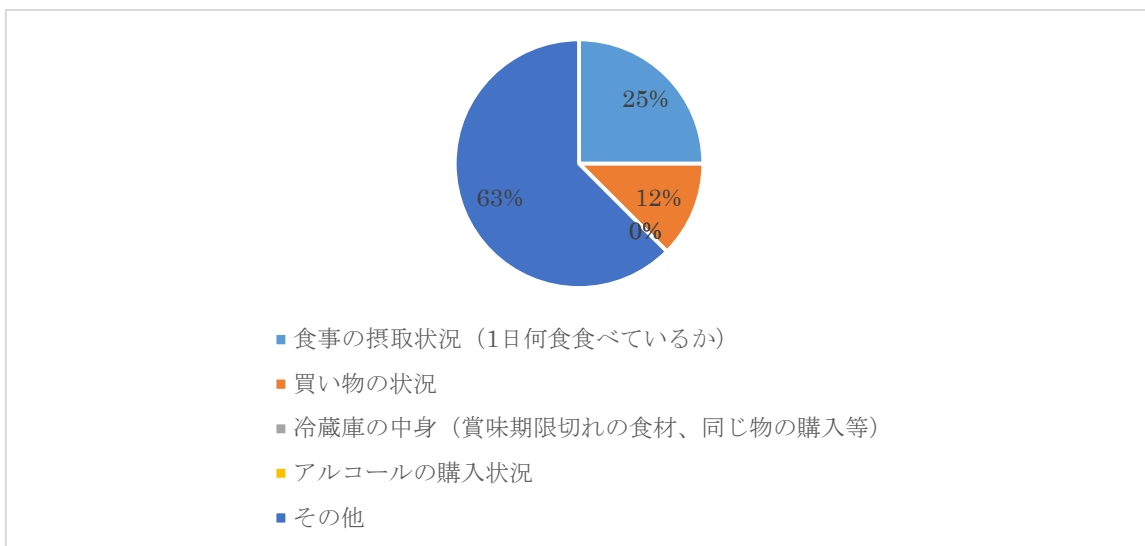
(1) 体調面

表情・顔色・歩行などの外見の様子	2
服薬管理の状況	1
本人への聞き取り	3
その他	0



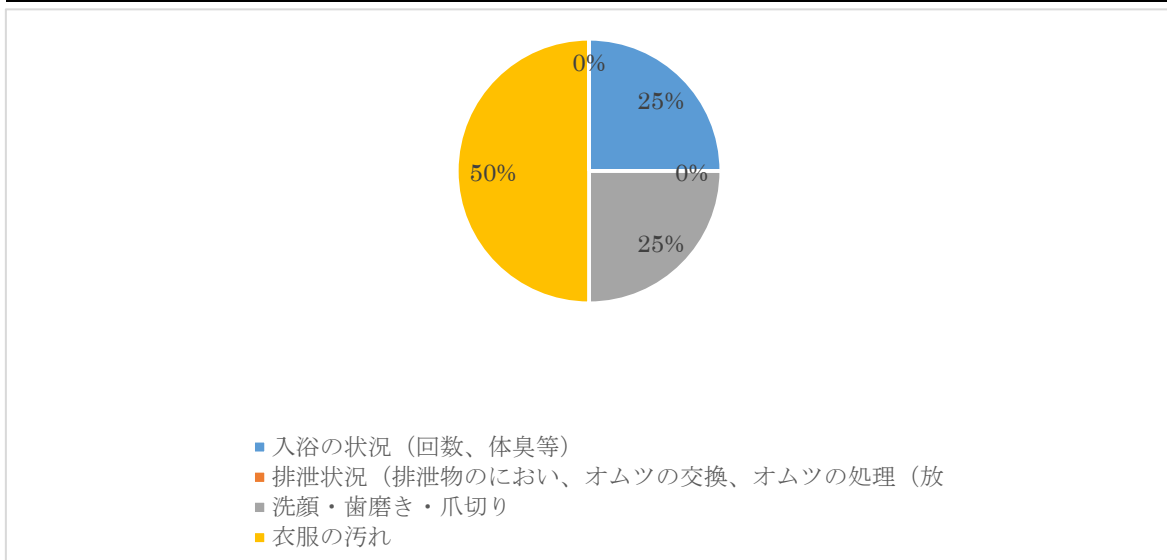
(2) 食事面

食事の摂取状況（1日何食食べているか）	2
買い物の状況	1
冷蔵庫の中身（賞味期限切れの食材、同じ物の購入等）	0
アルコールの購入状況	0
その他	5



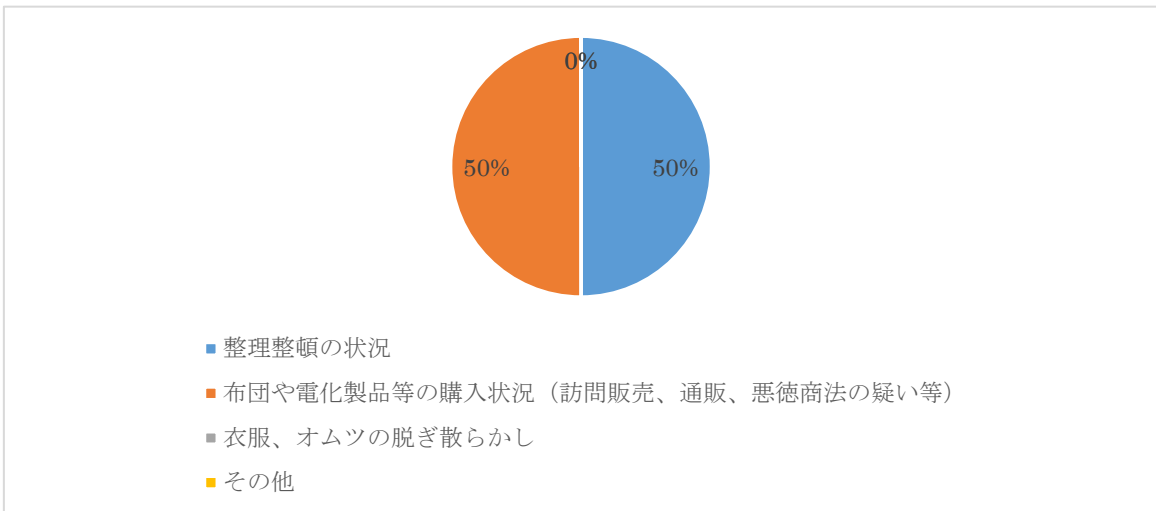
(3) 衛生面

入浴の状況（回数、体臭等）	1
排泄状況（排泄物において、オムツの交換、オムツの処理（放置していないか）	0
洗顔・歯磨き・爪切り	1
衣服の汚れ	2
その他	0



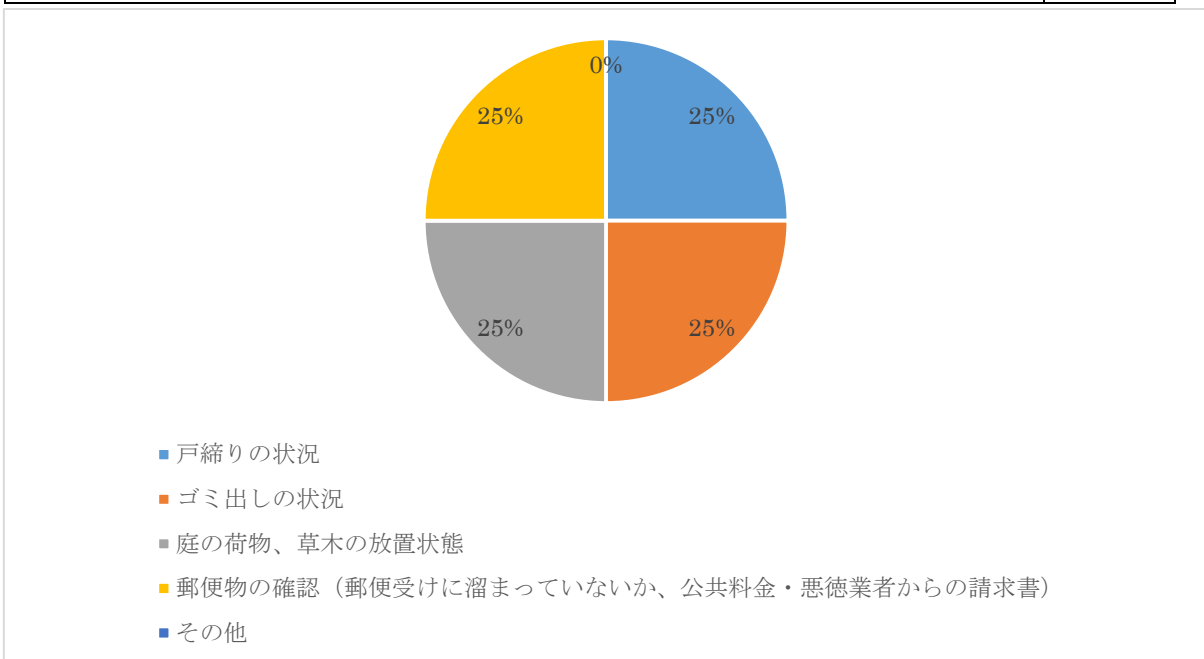
(4) 室内の様子

整理整頓の状況	1
布団や電化製品等の購入状況（訪問販売、通販、悪徳商法の疑い等）	1
衣服、オムツの脱ぎ散らかし	0
その他	0



(5) 屋外の様子

戸締りの状況	1
ゴミ出しの状況	1
庭の荷物、草木の放置状態	1
郵便物の確認（郵便受けに溜まっていないか、公共料金・悪徳業者からの請求書）	1
その他	0



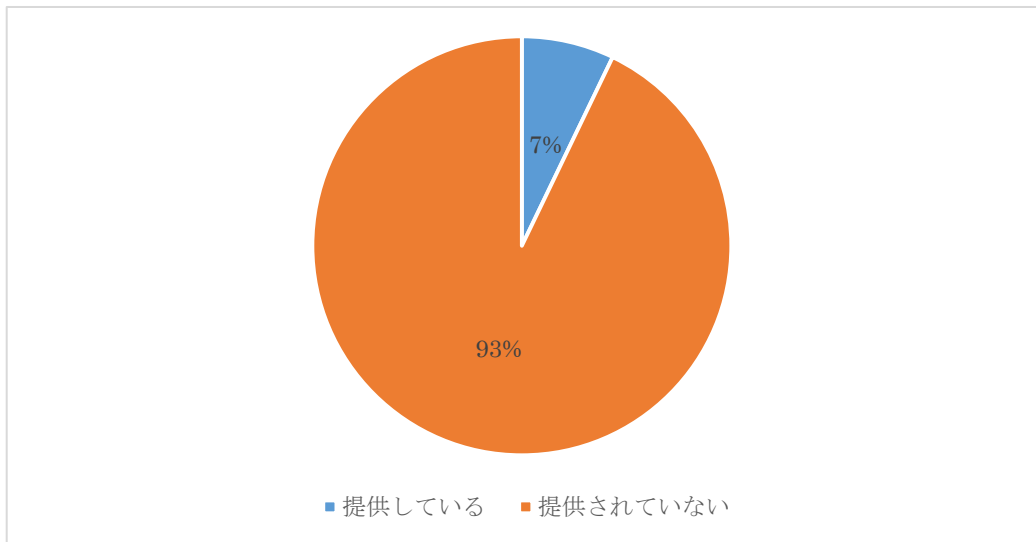


○児童関係の見守り活動

※児童関係の見守り活動に関しては、主任児童委員からの回答を含めます。）

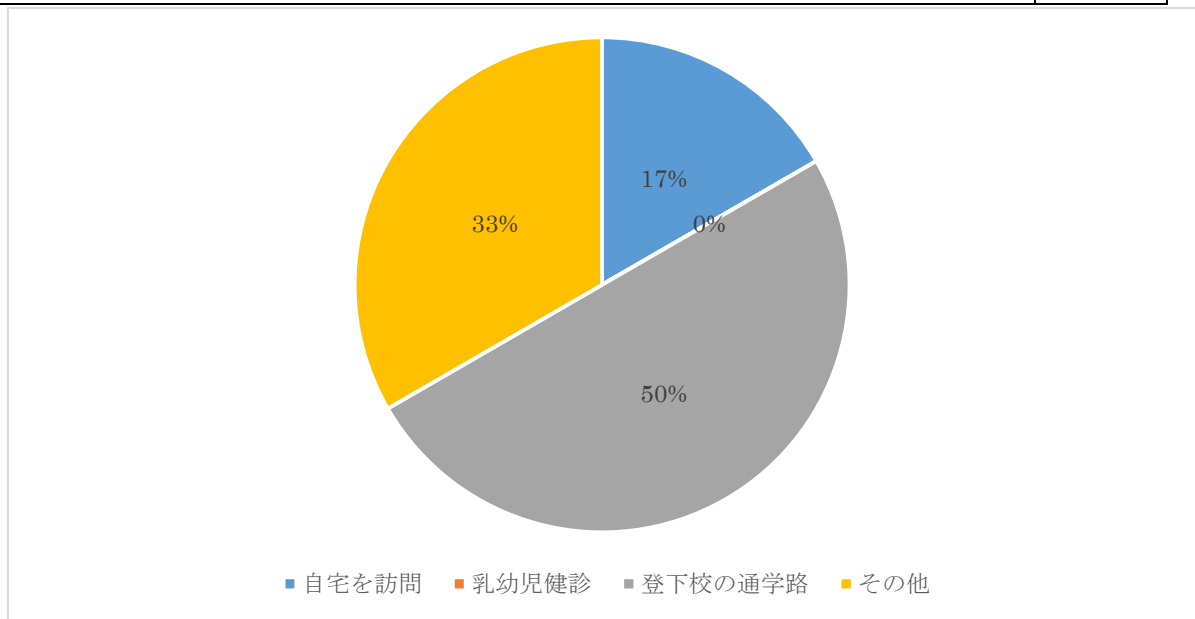
1. 行政（社協）から児童に関する情報（名簿）の提供について

提供されている	1
提供されていない	13



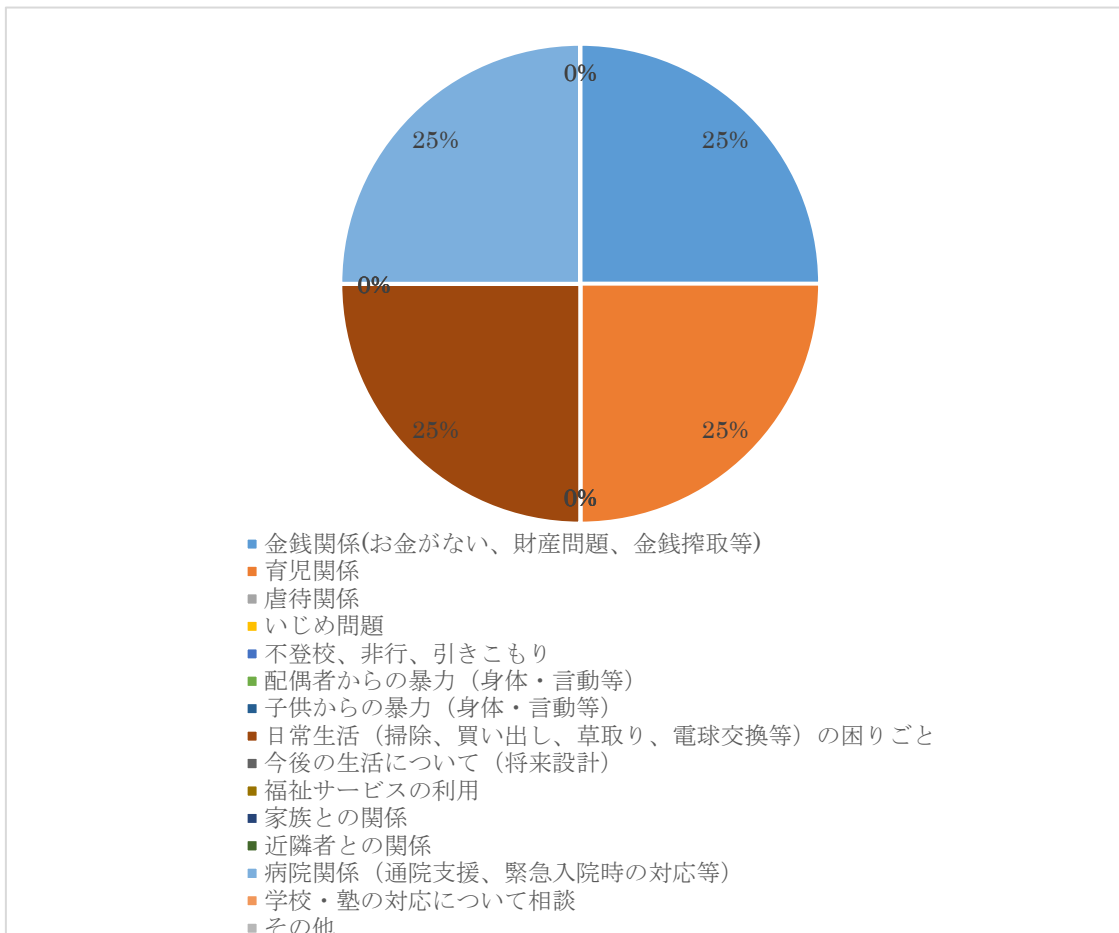
2. 児童関係者の見守り方法について（複数回答可）

自宅訪問	1
乳幼児健診	0
登下校の通学路	3
その他	2



### 3. 家族からの相談内容について（複数回答可）

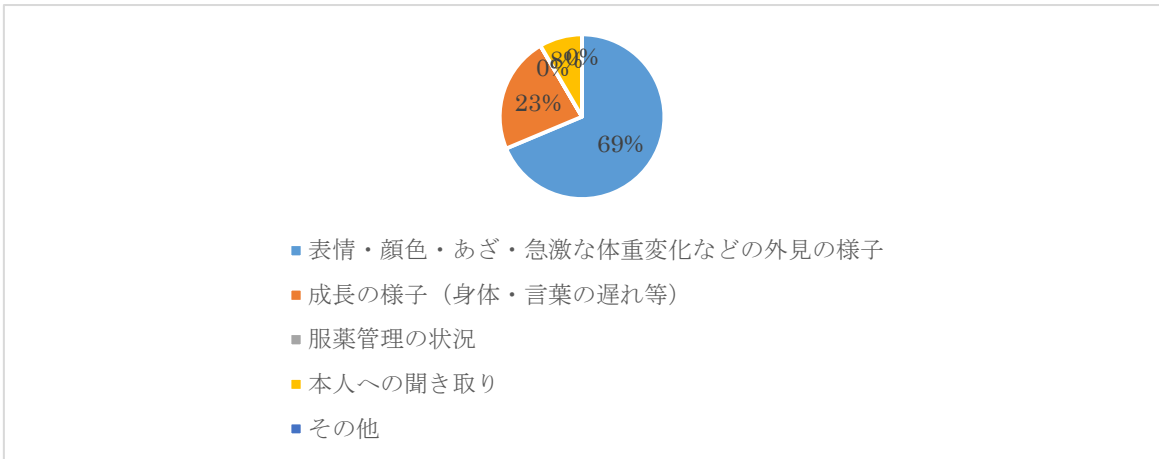
金銭関係（お金がない、財産問題、金銭搾取等）	1
育児関係	1
虐待関係	0
いじめ問題	0
不登校、非行、引きこもり	0
配偶者からの暴力（身体・言動等）	0
子供からの暴力（身体・言動等）	0
日常生活（掃除、買い物、ゴミ出し、草取り、電球交換等）の困りごと	1
今後の生活について（将来設計）	0
福祉サービスの利用	0
家族との関係	0
近隣者との関係	0
病院関係（通院支援、緊急入院時の対応等）	1
学校・塾の対応について相談	0
その他	0



4. 見守り活動を行う際の視点（気にしていること）について（複数回答可）

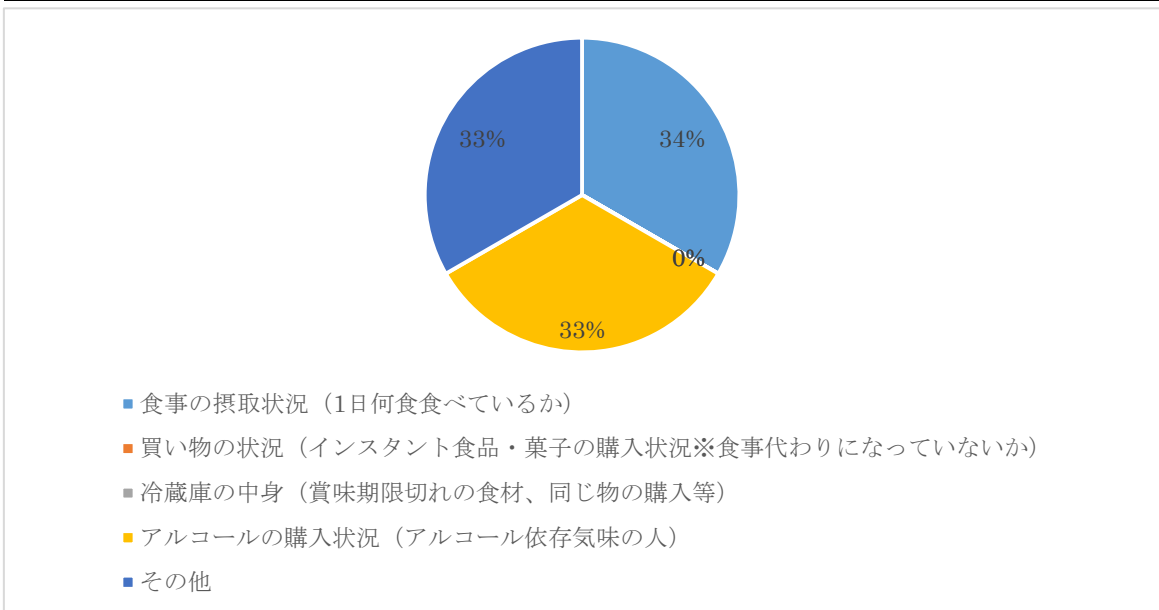
(1) 体調面

表情・顔色・あざ・急激な体重変化などの外見の様子	3
成長の様子（身体・言葉の遅れ等）	1
服薬管理	0
本人への聞き取り	3
その他	0



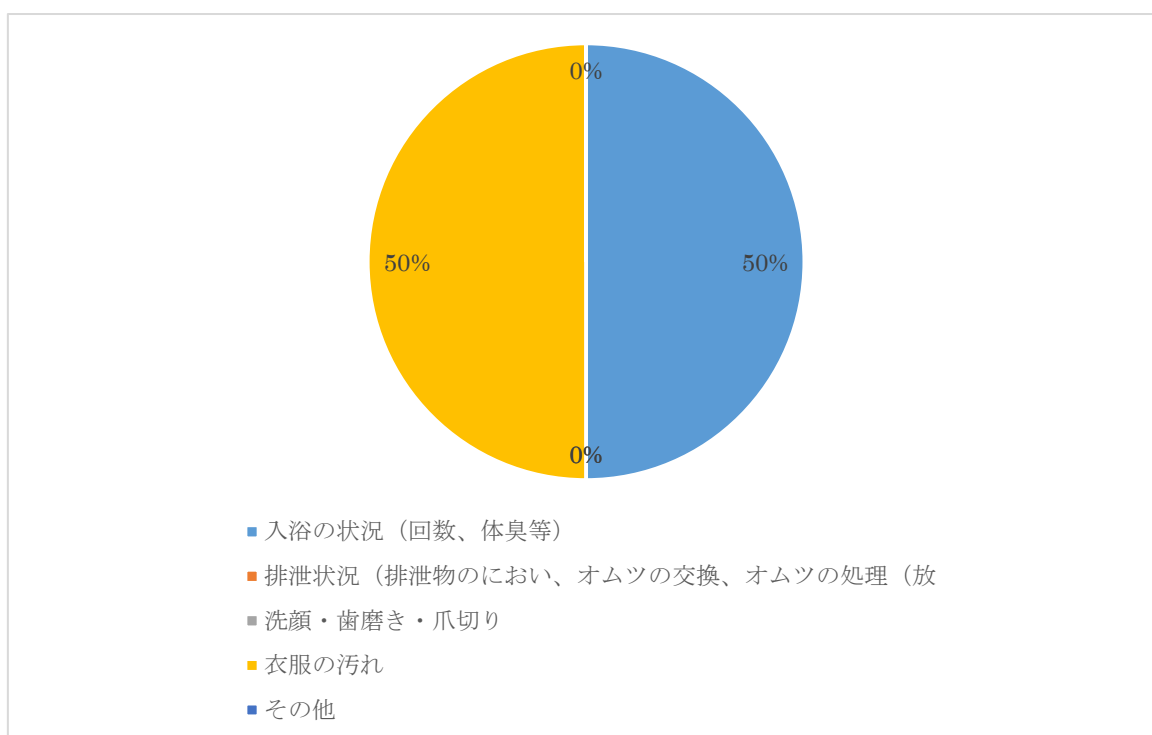
(2) 食事面

食事の摂取状況（1日何食食べているか）	1
買い物の状況（インスタント食品・菓子の購入状況※食事代わりになっていないか）	0
冷蔵庫の中身（賞味期限切れの食材、同じ物の購入等）	0
アルコールの購入状況（アルコール依存気味の人）	1
その他	1



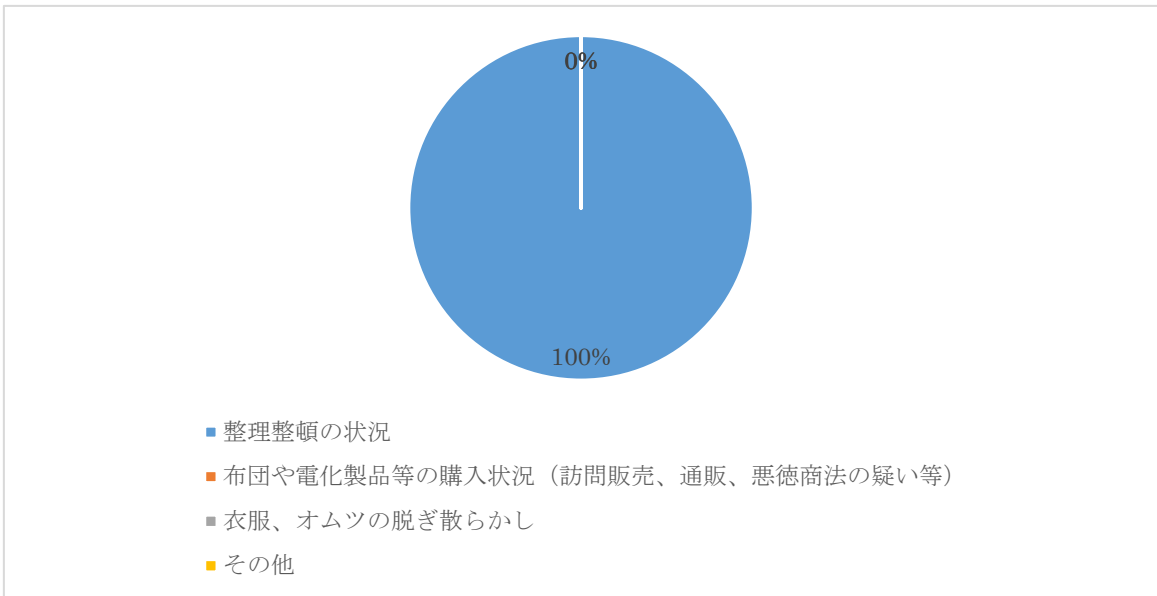
### (3) 衛生面

入浴の状況（回数、体臭等）	2
排泄状況（排泄物において、オムツの交換、オムツの処理（放置していないか）	0
洗顔・歯磨き・爪切り	0
衣服の汚れ	2
その他	0



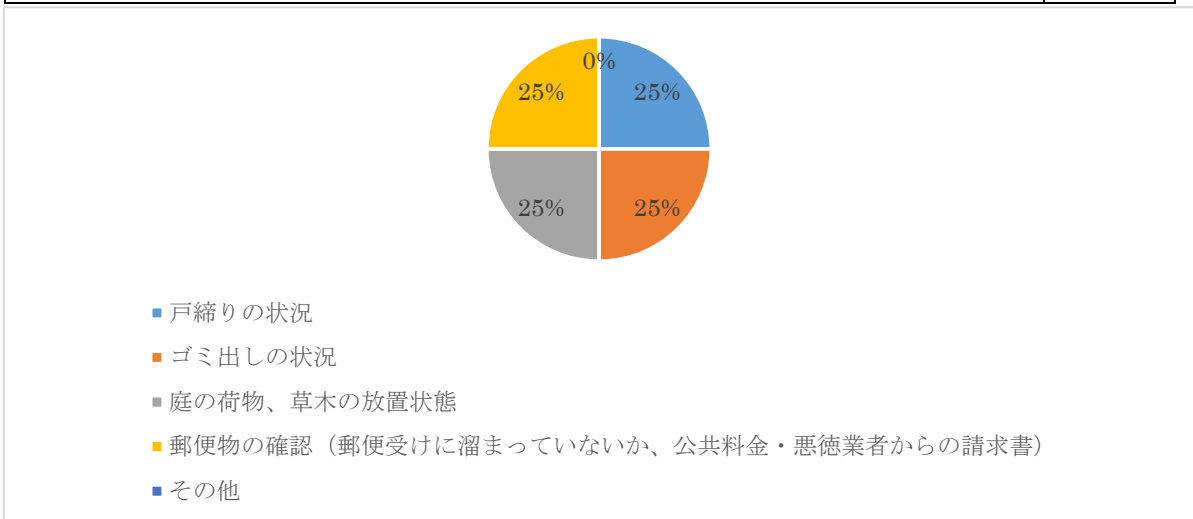
### (4) 室内の様子

整理整頓の状況	2
布団や電化製品等の購入状況（訪問販売、通販、悪徳商法の疑い等）	0
衣服、オムツの脱ぎ散らかし	0
その他	0



(5) 屋外の様子

戸締りの状況	1
ゴミ出しの状況	1
庭の荷物、草木の放置状態	1
郵便物の確認（郵便受けに溜まっていないか、公共料金・悪徳業者からの請求書）	1
その他	0



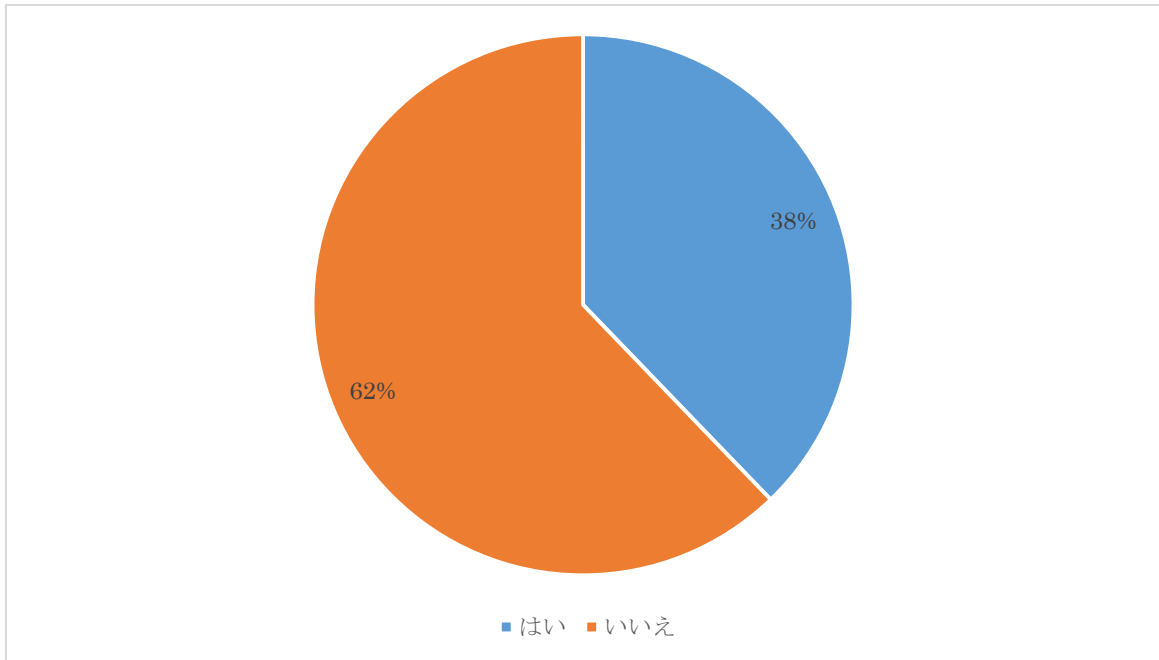
第3章 令和2年度住民アンケート結果（民生委員児童委員関係抜粋）

1. 住民アンケート

- ・ 調査名 令和2年度大任町社会福祉協議会 住民アンケート
- ・ 実施期間 令和2年10月1日～31日
- ・ 対象 20歳以上の住民の皆さん
- ・ 回収率 46.6% (566名/1215名)

(1) 民生員の内容を知っていますか

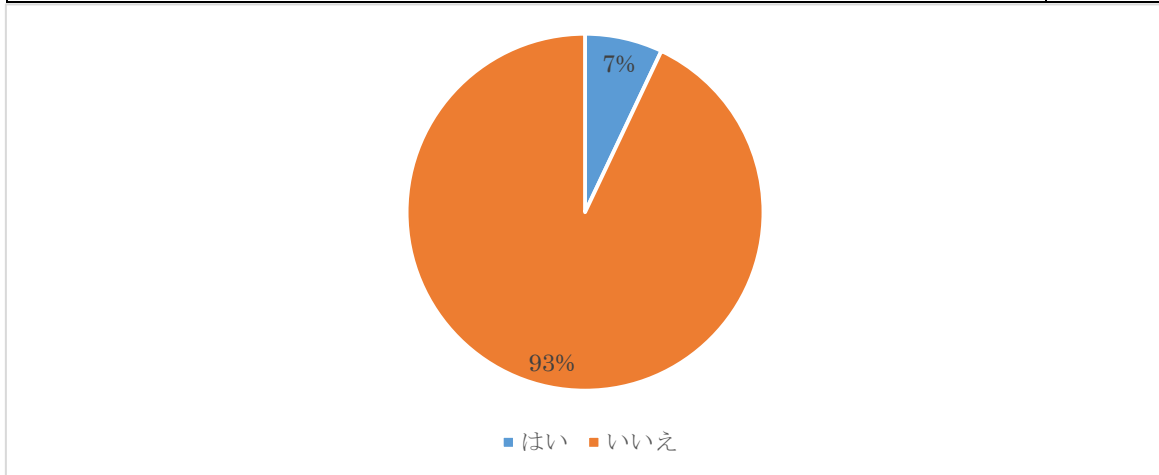
はい	209
いいえ	344



全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」という。）の調査（2019年3月実施）では、民生委員児童委員を知っている割合が約7割（69.8%）、活動の内容まで知っている割合は約1割（7.9%）に留まっています。全国的に見ると「存在」の認知状況の高さに比べ、「活動内容」の認知促進の面で課題があるとわかります。

(2) 民生員との関わりはありますか

はい	39
いいえ	515



この全民児連調査で民生委員・児童委員のイメージは、「自分から遠い存在」と答えた方が 65.2%と高く、一方で「地域にとって必要」、「ボランティア精神が高い」、「社会福祉への理解と熱意がある」の回答が 75%を超えています。

また、民生委員・児童委員に「相談している」と「相談したい」が 46.4%あり、男女ともに 60代から 70代の割合が高いです。

## 第4章 私たちが目指すもの

### 1. 計画の理念

災害時要援護者台帳の整備にあたっては、高齢者・障がい者・児童関係の情報を一元管理する必要がありますが、現時点ではその調整を行っていないと考えます。

地域福祉の重要なキーパーソンと言われる民生委員児童委員の活動の幅を広げるためには、今まで以上に関係機関との調整及び連携強化が必要であると考えます。

また、大任町は改選時に民生委員児童委員定数を満たしてきましたが現委員の高齢化、全国的に見られる成り手不足に備えた対策が必要です。

そのためには、①民生委員児童委員活動を幅広く住民の皆さんに認識していただく PR 活動、②民生委員児童委員個々が孤立しないフォロー体制づくりと活動しやすい環境づくり、③本制度を次世代に繋げるための人材発掘などがあげられると思います。

その一方で、これらのことは民生委員児童委員だけで解決できる問題では無いと思います。民生委員児童委員としてできること、ほかの機関の協力なしではできないことをその都度整理し、効果・発展ある活動とすることを本計画の理念とします。

### 2. 全国民生委員児童委員連合会が掲げる重点方針

#### ① 地域の繋がり地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支える地域をつくっていくことが大切です。

そのため、これまで以上に地域の幅広い関係者と連携し、人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めて行きましょう。

#### ② さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくありません。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握することが大切です。

また地域において必要な支援やサービスについて、民生委員児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行いましょう。

③ 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

民生委員・児童委員制度は、なり手不足、住民の皆さんの認知度低下等、さまざまな課題に直面しています。こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協による委員支援機能を強化するとともに、地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

3. 大任町民生委員協議会の掲げる目標

全国民生委員児童委員連合会が掲げる3つの重点目標を本計画の目標とします。

1. 地域の繋がり地域の力を高めるために
2. さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために
3. 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

第5章 私たちが取り組むこと

1. 実施事業

計画期間中の具体的な実施事業として、次の取り組みを行います。

目標1 【地域の繋がり地域の力を高めるために】

- ① 行政区活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
  - ・行政区・公民館活動等を通じた地域との連携強化を図ります。
  - ・見守り訪問、登下校時見守り活動等を通じた繋がり活動を行います。
- ② 行政等が行う事業協力を通じた子育て応援する地域づくりの推進
  - みらい広場、学校授業と子育て支援センター事業のサポートを行うことで子育てを応援する地域づくりに寄与します。
- ③ 赤い共同募金への協力
  - 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、赤い羽根共同募金運動を通じて地域福祉の向上に貢献します。

目標2 【さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために】

- ① 訪問活動や電話連絡を通じた地域住民との関係づくりの推進
  - 「高齢者名簿」やその他の情報を活用して、「一度は訪問してみる」、「一度は電話してみる」を行い、コロナ過でも様々な課題を抱えた人びとの見守り活動を実施します。
- ② 心配ごと相談所を通じて相談の「入り口」を広げる
  - 毎週水曜日、大任町役場で開設される心配ごと相談事業に相談員で参加し、行政や専門機関等への「結節点（ハブ）」としてつなぎ役を担います。
- ③ 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携
  - 社会福祉法人・福祉施設役員や運営会議等に地域の代表として参加し、連携を図ります。



目標3 【民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために】

① 福岡県民児協による委員支援

福岡県民児協が行う中堅民生委員児童委員研修、主任児童委員研修や民生委員児童委員大会等への参加を促し、識見の向上を図ります。

② 地域住民への積極的なPR活動の展開

「広報おおとう」、「大任町社協ホームページ」に積極的に掲載、民生委員児童委員活動状況チラシを作成、それを用いてPRすることで住民の皆さんへの認知度が上げるよう図ります。